

令和 6 年度定期監査の結果に対する措置状況の公表について

令和 6 年度定期監査（財務事務）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第 199 条第 14 項及び恵庭市監査基準第 21 条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 橋場 誠次 

恵庭市監査委員 川股 洋 

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和 6 年度定期監査（財務事務）	教育総務課	《指導事項》 理科薬品等の安全管理を徹底するため、「理科薬品等の取扱いに関する手引き」（四訂版 令和 6 年 11 月 6 日一部改正、北海道教育委員会作成）に基づき、受払・点検記録簿及び確認票等により適切に管理されたい。（市、恵み野小学校、恵明中学校、恵み野中学校）	校長会（令和 7 年 2 月 14 日）で、監査結果を報告し、監査を受けていない学校も含め、市内 13 小・中学校全てで共有及び理科薬品等の安全管理の徹底を指示するとともに、改めて理科薬品の管理に係る諸様式を配布し、管理徹底を図り、時期を見て状況確認する旨を周知する。